

平成 22 年度 松代公民館運営審議会 開催概要

- 1 日 時 平成 22 年 6 月 16 日 (水) 午後 2 時から 4 時 30 分まで
- 2 場 所 長野市立松代公民館 1 階 講義室 1
- 3 出席者 審議会委員 9 名 事務局から成立報告
公民館職員 5 名 (館長・係長・職員 3 名)
- 4 欠席者 なし
- 5 自己紹介 委員名簿順及び職員
- 6 委嘱書の交付 館長より新任委員に交付
- 7 運営審議会 会長の選任及び職務代理者の指名
委員の互選により出席委員全員一致で中島嘉一郎 区長会長(松代住治協副会長)に
会長をお願いし、本人了承をいただく。
中島区長会長が職務代理者として松代地区住民自治協議会顧問の荒川益雄氏を指名
し、本人了解する。
- 8 会長及び会長職務代理者あいさつ
会 長・・・・・・中島 嘉一郎氏
会長職務代理者・・・・荒川 益雄氏
- 9 諮 問
館長から会長へ「平成 22 年度公民館運営基本方針について 平成 22 年度松代公
民館事業計画について」の 2 点について諮問
- 10 議 事
市条例に基づき、議長が会長となる。
平成 22 年度松代公民館運営基本方針について
平成 22 年度松代公民館事業計画について
事務局(館長、係長)一括説明
質疑・意見

委員：運営方針について、「長野市立松代公民館と住民自治協議会との関わりについ
て研究を深め、これからの長野市立松代公民館のあり方について検討する」とあ
るが、行政側から指定管理について検討するようにする方向性があるのか。また、
指定管理の業務はどこまでを住民自治協議会が委託を受けないといけないのか
お聞きしたい。

事務局：平成 17 年 1 月、文部科学省から「公民館も含めた社会教育施設は館長業務を
含め、全体的な委託が可能である」との見解が示された。

長野市では指定先が住民自治協議会に限られているので、昨年度から元気なま
ちづくり市政出前講座として「市立公民館の指定管理について」担当課である生
涯学習課が住民自治協議会や区長会等で説明に伺わせていただいている。各市立
公民館についても率先して働きかけをするようになっている。

指定管理者の移行時期については、住民自治協議会が成熟する時期を見て、松
代地区だけではなく市内各地区で移行されていくと考えられる。

なお、住民自治協議会が受託する場合どこまで指定管理の業務をどこまでを管

理するのだが、住民自治協議会の運営を軌道に乗せていただくことが第一と考えている。体制が整い、公民館の指定管理となることについて住民自治協議会の決定を得た上で、申請していただくことになる。平成24年度から指定管理を希望する住民自治協議会について、平成22年3月までに申請に向けた協議を進めさせていただく。以上のことから、人事及び現在市立公民館が行っている、施設の利用、公民館事業、その他教育委員会で定める事業、施設及び設備の維持管理等実施要綱の書かれた全てが受託業務となる。

委員：指定管理については、館長からの諮問により運営審議会に図り決定していただかなければならない。また、住民自治協議会の一部の役員だけではなく松代地区19,000人の住民の声も聞きながら研究をすることが望ましい。また、住民自治協議会の指定管理を受けるにあたって市からの委託により現在の住治協の代表者からなる役員で受け入れるだけの受け皿(容量)が非常に危惧されるところである。

事務局：本日の運営審議会の委員はそれぞれの住民の代表としての立場で会議に出席いただいている。住民一人ひとりの意見を聞いた中で吸い上げていただき、今後もそれぞれの立場でお話していただき進めていただきたい。

委員：松代地区住民自治協議会教育文化部会が本来やらなければいけない受付を公民館職員が行っているという声が聞こえてきている中で、住治協とは一線をひきながら安易に行なわないよう行っていただきたい。

事務局：松代地区住民自治協議会と松代公民館との関わりについては、公民館も手伝いながらお互いがうまく事業が出来るよう行っていくが、あくまでも公民館は公民館の事業を行い、松代地区住民自治協議会は住治協の事業を行い、共催できる事業については、積極的に共催事業を行っていく中でお互いが本来求めている事業の推進をしていきたい。

委員：松代小学校校舎内にある松代公民館への古文書や寄贈本については、小学校校舎改築にともない現在の保管場所を今年度中に移動しないといけないことについて、中央区松代小学校期成同盟会と長野市教育委員会で月に1回程度南校舎のあり方について検討しており、8月末までには方針が出る方向で進めているので、公民館としても動向を見ながら意見を言っていただきたい。

事務局：古文書や寄贈本について、寄贈いただいた方々の思いもあり松代地区外には持ち出せないのが現状である。現在、生涯学習課とも受入先の場所を模索しているところである。

また、期成同盟会や運営審議会委員さん等の動向も確認しながら移転先を決定していきたい。

答申内容について

議長(会長)より原案どおりでよろしいか委員へ諮る。(全員一致で原案を承認)

- 11 答申 会長から館長へ「原案どおりで差し支えない」旨答申
- 12 その他 特になし
- 13 閉会 午後4時30分